

令和3年3月吉日

「21 分野別択一過去問題集」ご購入の皆様へ

21 分野別択一過去問題集 第2分冊 訂正のお知らせ

この度は弊社「21 分野別択一過去問題集」をご購入いただきまして誠にありがとうございます。

本書「21 分野別択一過去問題集」第2分冊（CU21148）におきまして訂正箇所があることが発覚いたしました。下記の通り訂正させていただきます。

ご迷惑をお掛けし大変申し訳ございませんが、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

記

訂正箇所	21 分野別択一過去問題集 第2分冊（CU21148） 344 頁 イ 問題文 1 行目～2 行目
誤	・・・申請人が、 <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律</u> の規定に・・・
正	・・・申請人が、 <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</u> の規定に・・・
訂正箇所	21 分野別択一過去問題集 第2分冊（CU21148） 345 頁 イ 解説文 4 行目～5 行目
誤	・・・電子申請の申請人が、 <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第3条第1項</u> の規定に・・・
正	・・・電子申請の申請人が、 <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項</u> の規定に・・・
訂正箇所	21 分野別択一過去問題集 第2分冊（CU21148） 647 頁，648 頁
訂正方法	本ご案内の2枚目以下 と差替えて頂きますようお願い申し上げます。 なお、修正箇所のない646頁（問題文）及び649頁（memo）も添付しております。

以上

(株) 東京リーガルマインド
コールセンター
0570-064-464
平日 09:30～20:00
土・祝 10:00～19:00
日 10:00～18:00



CU21172

※このナビダイヤルは通話料お客様ご負担となります。
※固定電話・携帯電話共通（PHS・IP電話からはご利用できません）。

VII-3 調査士法人

調査士法人【重要度 ★★★】平成 29-20

土地家屋調査士法人（社員のうちに、民間紛争解決手続代理関係業務を行うことができる土地家屋調査士はいないものとする。）に関する次のアからオまでの記述のうち、

誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 土地家屋調査士法人は、定款又は総社員の同意によって、社員のうち特に土地家屋調査士法人を代表すべきものを定めることができる。

イ 土地家屋調査士法人の社員である土地家屋調査士は、全て業務を執行する権利を有し、義務を負う。

ウ 土地家屋調査士法人の社員である土地家屋調査士は、土地家屋調査士の登録の取消しがあった場合であっても、総社員の同意がなければ、当該法人の社員を脱退することはない。

エ 土地家屋調査士法人は、その事務所に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された土地家屋調査士会の会員である社員を常駐させなければならない。

オ 土地家屋調査士法人は、社員となろうとする土地家屋調査士が1人で定款を定めて設立することができる。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

【H29-20】正解は法改正（令 2.8.1 施行）により問題不成立のため省略

＜分野＞ 土地家屋調査士法 / 調査士法人
＜体系＞ VII-3
＜型式＞ 組合せ型

＜内容＞

本問は、土地家屋調査士法人の社員に関する出題である。

ちなみに、本問では、民間紛争解決手続代理関係業務を行うことができる社員がいない土地家屋調査士法人について問われているが、土地家屋調査士法人が民間紛争解決手続代理関係業務を行うには、その旨を定款で定めるとともに、社員のうちに土地家屋調査士法第 3 条第 2 項に規定する土地家屋調査士がある土地家屋調査士法人（土地家屋調査士会の会員であるものに限る。）でなければならず（土 29 I II）、その業務の執行は、特定社員（土地家屋調査士法第 3 条第 2 項に規定する土地家屋調査士である社員）に限られる（土 35 II）。民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする土地家屋調査士法人における民間紛争解決手続代理関係業務については、特定社員のみが、各自その土地家屋調査士法人を代表するが、当該特定社員の全員の同意によって、当該特定社員のうち特に民間紛争解決手続代理関係業務について土地家屋調査士法人を代表すべきものを定めることもできる（土 35 の 2 II）。

＜解説＞

- ア 正 土地家屋調査士法人の社員は、各自その土地家屋調査士法人を代表するが、定款又は総社員の同意によって、社員のうち特に土地家屋調査士法人を代表すべきものを定めることもできる（土 35 の 2 I）。この規定により土地家屋調査士法人を代表する社員は、土地家屋調査士法人の業務（民間紛争解決手続代理関係業務を除く。）に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する（土 35 の 2 III）。
- イ 正 土地家屋調査士法人の社員は、土地家屋調査士でなければならないが（土 28 I）、土地家屋調査士法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う（土 35 I）。ただし、民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする土地家屋調査士法人における民間紛争解決手続代理関係業務については、特定社員（土地家屋調査士法第 3 条第 2 項に規定する土地家屋調査士である社員）のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う（土 35 II）。
- ウ 誤 土地家屋調査士法人の社員は、次に掲げる理由によって脱退する（土 38）。
- (1) 土地家屋調査士の登録の取消し
 - (2) 定款に定める理由の発生
 - (3) 総社員の同意
 - (4) 土地家屋調査士法第 28 条第 2 項各号のいずれかに該当することとなったこと。
 - (5) 除名

また、次に掲げる者は、社員となることができないから（土 28 II）、そのいずれかに該当することとなったときは、やはり脱退することとなる。

- ① 土地家屋調査士法第 42 条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者
- ② 土地家屋調査士法第 43 条第 1 項の規定により土地家屋調査士法人が解散又は業務の全部の停止の処分を受けた場合において、その処分を受けた日以前 30 日

内にその社員であった者でその処分を受けた日から3年（業務の全部の停止の処分を受けた場合にあつては、当該業務の全部の停止の期間）を経過しないもの

③ 土地家屋調査士会の会員でない者

エ 正 土地家屋調査士法人は、その事務所に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された土地家屋調査士会の会員である社員を常駐させなければならない（土 36）。したがって、主たる事務所にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された土地家屋調査士会の会員である社員を常駐させなければならないことはもちろん、従たる事務所にあつては、当該従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された土地家屋調査士会の会員である社員を常駐させなければならない。

オ 正 土地家屋調査士法人とは、土地家屋調査士の業務を行うことを目的として、土地家屋調査士が設立した法人をいい（土 26）、土地家屋調査士法人を設立するには、その社員となろうとする土地家屋調査士が、定款を定めなければならない（土 31 I）。社員が1人の土地家屋調査士法人、いわゆる「一人法人」の設立が認められている（土 26・31 I・39 I ⑦参照）。したがって、土地家屋調査士法人の社員が欠亡した場合には、解散事由に該当する（土 39 I ⑦）。なお、土地家屋調査士法人の清算人は、社員の死亡により、社員の欠亡（土 39 I ⑦）に至った場合に限り、当該社員の相続人の同意を得て、新たに社員を加入させて土地家屋調査士法人を継続することができる（土 39 の 2）。

以上から、誤っているものはウのみであり、正解は法改正（令 2.8.1 施行）により問題不成立のため省略。

memo
